

京都市身体障害者手帳に係る障害程度の再認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「手帳」という。）について、法施行令第6条第1項の規定に基づき、手帳の交付を受ける者の障害程度に変化が予想される場合に再認定を実施することにより、障害認定の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、再認定を実施する対象者（以下「対象者」という。）については、別表第1号により決定するものとする。

(時期)

第3条 市長は、再認定を実施する時期については、別表第2号により決定するものとする。

(通知)

第4条 市長は、対象者に手帳を交付する際、再認定を実施することを通知するものとする。

2 市長は、対象者に対し再認定に係る診査を実施する概ね3箇月前までに、診査を受けるべき時期等を再度通知するものとする。

ただし、市外からの転入者等で、本市以外の手帳交付機関から交付を受けた手帳に再認定時期が付されている者のうち、転入受付時に再認定時期までの期間が3箇月未満である者については、速やかに通知するものとする。

(診査)

第5条 対象者は、再認定の診査を受ける際、手帳交付申請書等障害程度の再認定に係る必要書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、診査を行った結果、法別表に掲げる障害に該当するものと認めた場合は、法施行令第10条第3項の規定により手帳の再交付を行うものとする。

3 市長は、診査を行った結果、法別表に掲げる障害に該当しないものと認めた場合は、法第16条第2項の規定により対象者に対し手帳の返還を求めるものとする。

(督促)

第6条 市長は、再認定時期が到来したにもかかわらず、診査に応じない者については、期限を定めて診査を受けるよう督促を行うものとする。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

2 市長は、対象者が診査に応じるまでは、本市の福祉施策の利用について制限を設けることができる。

(返還命令)

第7条 市長は、第5条第3項の規定により手帳の返還を求めたにもかかわらず返還を拒む者又は第6条第1項の規定により督促を行ったにもかかわらず再認定に係る診査を受けることを拒む者については、法第16条第2項の規定により手帳の返還を命じるものとする。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(罰則)

第8条 市長は、第7条の規定により手帳の返還を命じたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わない者については、法第48条の規定により対応するものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する（第2条及び第3条関係）。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する（第2条、第3条及び第7条関係）。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する（第2条関係）。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する（第5条関係）。

(経過措置)

平成30年6月30日までに視野障害4級以上の認定を受け、再認定対象者とされた者で、平成30年7月1日改正の京都市身体障害認定基準を適用した場合、等級が下がる者は、従前の京都市身体障害認定基準を適用することができるものとする。

別表第1号（第2条関係）

1 原則として、手帳診断書・意見書に再認定が必要とされている者及び市外からの転入者等で、本市以外の手帳交付機関から交付を受けた手帳に再認定時期が付されている者について、再認定を実施する。

なお、再認定が不要とされている場合でも、次の各号のいずれかに該当し、かつ障害程度に変化が予想される者については再認定を実施するものとする。

- (1) 18歳未満の児童
- (2) そしゃく機能障害で歯科矯正治療等を受ける予定の者
- (3) 脳血管障害に起因する75歳未満の肢体不自由で、発症後6箇月未満で手帳の交付を受ける者
- (4) 肢体不自由で人工関節置換術、人工骨頭置換術等の関節に関する手術（ただし関節固定術を除く）の適応がある者
- (5) 心臓機能障害で、先天性疾患による人工ペースメーカー等植え込み術、人工弁移植又は弁置換の手術を受ける予定以外の者
- (6) 小腸機能障害で、小腸切除（1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く）又は小腸疾患による者
- (7) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者で、第2回目の検査時点において、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合
- (8) 社会福祉審議会が必要と認める者

2 市長は、再認定を要しないとされた者又は再認定を必要とされたがその時期が到来しない者であっても、必要に応じ随時、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行うことができる。

別表第2号（第3条関係）

再認定を実施する時期は次のとおりとする。なお、起算日は手帳交付日とする。

- (1) 手帳診断書・意見書に再認定が必要とされている者については、原則として記載した医師によって付された時期とする。
- (2) 市外からの転入者等で、本市以外の手帳交付機関から交付を受けた手帳に再認定時期が付されている者については、手帳に付された時期とする。
- (3) 3歳未満の乳幼児については、原則として3歳到達時及びその5年後とし、3歳以上18歳未満の幼児及び児童については、原則として5年後とする。
- (4) そしゃく機能障害で歯科矯正治療等を受ける予定の者については、原則として3年後とする。
- (5) 脳血管障害に起因する75歳未満の肢体不自由で、発症後6箇月未満で手帳の交付を受ける者については、原則として1年後とする。
- (6) 肢体不自由で人工関節置換術、人工骨頭置換術等の関節に関する手術（ただし関節

固定術を除く)を受ける予定の者は、原則として1年後とする。ただし、手術の適応があるものの、手術の時期が未定の者については、原則として5年後とする。

(7) 心臓機能障害で人工ペースメーカー等植え込み術(先天性疾患によるものを除く。)を受ける予定の者については3年後、植え込み術を受けた者については3年後に再認定を実施する。

(8) (7)以外の心臓機能障害で、先天性疾患による人工ペースメーカー等植え込み術、人工弁移植又は弁置換の手術を受ける予定以外の者については、原則として1年後とする。

(9) 小腸機能障害で小腸を大量切除した者以外については、原則として3年後とする。

(10) その他、必要に応じ1～5年以内とする。